



合志市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 市民の責務及び権利（第5条－第7条）

第3章 市議会の役割及び責務（第8条－第10条）

第4章 市の執行機関の責務（第11条－第13条）

第5章 市政の運営（第14条－第24条）

第6章 参画及び協働によるまちづくり（第25条－第32条）

第7章 国及び他の地方公共団体等との連携（第33条）

附則

条例文

わたしたちのまち「合志市（こうしし）」は、古（いにしえ）の歴史を受け継ぎ、その名は古代から続いた「合志郡」に由来しています。

阿蘇の山なみを東に望み、緑豊かな自然と穏やかな生活環境の中で、人々が結び合い、支えあいながら、歩み続けてきました。

今、まちを取り巻く状況は、刻々と変化し、地方自治体には自主と自立が、市民一人ひとりには自治の主権者であることの自覚と行動が求められています。

わたしたちは、「合志市」の誕生とともに、「志（こころざし）」を「合（あ）」わせて協働によるまちづくりを進めることを決意し、市民憲章を制定しました。

自治は、市民一人ひとりのくらしを守る基本であり、幸せが実感できる地域づくりを確かなものにしていくための営みであり、将来にわたり、子どもたちが健やかに生まれ、すべての人権が尊重され、安全に安心して暮らしていくためのまちづくりそのものです。

ここに、市民が身近なところからまちづくりに参画

解説

前文は、この条例を制定するにあたっての基本的な考え方を明らかにし、決意を示しています。この条例全般にわたる解釈や運用のよりどころとなるものです。

- ・市の歴史や成り立ちを示し、まちを取り巻く状況の変化、地方分権時代への対応を表しています。
- ・合志市として歩み始めたことを契機に制定した市民憲章の「協働」によるまちづくりをすすめる決意を込めています。
- ・「自治」が市民一人ひとりの暮らしの中で、誰もが関係しているまちづくりそのものであることを宣言しています。
- ・この条例は、自治が市民の身近な「参画」からはじまり、市民・市議会・市の執行機関の役割を明確にして、さらにより良いまちをめざすための市の最高規範として制定するものであるという意思を表明するものです。

することを基本に、市民、市議会、市の執行機関が相互に情報を共有するとともに、自治の主体としての権利と責務を改めて認識し、合志市の自治のあり方を定める最高規範として、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の自治の基本的な理念を定め、自治の主体者としての市民、市議会及び市の執行機関の役割を明らかにし、地方自治の本旨に基づき、市民主役のまちづくりを進めることを目的とします。

(条例の位置付け)

第2条 市民の参画と協働によりつくられたこの条例は、本市の自治についての最高規範であり、他の条例、規則等は、この条例の趣旨を最大限に尊重するものとします。

2 市議会及び市の執行機関は、他の条例、規則等の制定、改廃及び各種行政計画等の策定及び見直しに当たっては、この条例に定める事項との整合を図り、体系的に整備するよう努めます。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

(1) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 本市に居住する者

イ 本市に通勤し、又は通学する者

ウ 本市で事業を営み、又は活動する者及び法人
又は団体

(2) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審

・第1章 は、4つの条で構成し、この条例の目的、最高規範性及び用語の定義を定め、基本となる自治の基本理念について示しています。

・この条例は、自らのまちは自らが治めるという地方自治の本旨を基本に、『市民主役のまちづくりを進めること』を目的としています。
・ここでの「地方自治の本旨」とは、住民自治と団体自治を意味していると解釈されています。「住民自治」とは、その地域の住民の意思により、地方行政の運営が行われることをいいます。「団体自治」とは、国とは別個の統治機構によって地方公共団体の運営が行われることをいいます。つまり、国の政府から独立した地方固有の存在を認めるものです。

・この条例は「自治の基本事項」を定めた市の最高規範であり、国の憲法に相当するものであることを示しています。

・この条例は、市民で組織した自治基本条例検討懇話会が条文を練り、市民検討会で補強し、市長へ提言された草案を、行政で更に検討後、議会へ提案し、議会が審議・議決して制定されました。このことを「市民の参画と協働によりつくられた条例」と表現しています。

・他の条例等の制定、改定や各種行政計画の策定・見直しにあたっては、最高規範である自治基本条例を尊重することを定めています。

・最高規範である自治基本条例を基に、個別条例は体系的に（序列化を考慮し）整備するよう努め、必要であれば分野における上位の基本条例を制定することを示しています。

・**第3条**では、本条例で使用する用語の中で、認識を共通しておくべき重要な用語について定義しています。

・(1)市民 ここでは、自治を担う主体者である「市民」について定義しています。

・まちづくりをすすめるうえでは、本市で生活し、あるいは活動する全ての人が関係してくるの考えから、市民の定義を、本市に住民登録をしている人に限定せず、一時的な居住者や永住外国人の方など、住民登録をしていない人や、本市で活動する人（通勤、通学者、外から来て本市でボランティア活動を行う人たち）も含み、国籍の有無を問いません。

・本市で何らかの活動をしている人は、市民として、本市の自治について、権利と義務を負うこととなります。

・(2)市の執行機関 執行機関とは、一般的には議決機関において決定された規則などに基づき、自らの判断と責任において執行する機関のことをい、自治

査委員会をいいます。

(3) まちづくり 自らが生活し活動している地域をはじめ、わたしたちが暮らすまちが抱えている課題に対して、様々な視点で解決を図るとともに、将来にわたって、住みよいまちにしていくための活動をいいます。

(4) 参画 本市が抱えるまちづくりに関する案件について、立案から実施及び評価、改善までの各段階における意思決定に、市民が自らの意思で主体的にかかわることをいいます。

(5) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれ対等な立場で、お互いの果たすべき役割を認識し合い、地域社会の発展につなげるため、共に補完し、協力し合って取り組むことをいいます。

(自治の基本理念)

第4条 本市の自治の基本理念を、次のとおり定めま

- す。
- (1) 市民主権 市民一人ひとりがその主体者であることを自覚し、積極的な参画を基本とします。
- (2) 人権の尊重 性別、年齢、出身、地位、障がいの有無等によって差別されることなく、一人ひとりの人権を尊重します。
- (3) 情報の共有 市民、市議会及び市の執行機関は、相互に情報を共有していきます。
- (4) より良い環境への配慮 恵まれた豊かな自然環境と良好な生活環境を守り、次の世代に継承していくため、地域をはじめ地球全体の環境に配慮します。

の主体者の一方として、市の行政を担う執行機関を明確にしています。

- ・地方自治法第138条の2では、執行機関について、「普通地方公共団体の執行機関は当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を自らの判断と責任において、誠実に管理し執行する義務を負う」と規定されています。
- ・(3)まちづくり 「まちづくり」については明確な定義がなく、状況や対象によって様々に論じられています。
- ・本条例でいう「まちづくり」とは、住んでよかったと実感する合志市にしていくために、市民みんなが関わる様々な活動を、まちづくりとして定義しています。
- ・「住みよいまち」という表現には、市内で活動している全ての市民が、「住みよい合志市」であってほしいという思いが込められています。
- ・(4)参画 参画とは、単に参加するだけではなく、方針の組み立てや決め事などにも責任を持ってかわることです。
- ・自らの意思で行動することが重要になってきますが、本条例では、行政活動に対して、立案から実施、評価、改善の全てに自らの意思で主体的にかかわることを参画の中で定義しています。
- ・参画は、行政への参画の他に地域活動への参画も含んでいます。
- ・(5)協働 協働とは、「コラボレーション」とか「パートナーシップ」という言い方で使われることもあります。一般的に「協働」とは、「複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること」をいいます。
- ・「共に補完し、協力し合って取り組む…」には、自治の主体者としての三者が共に責任を担い、相互に特性等を尊重するという関係のもと、まちづくりをすすめていくことが協働であることを定義しています。

・**第4条**は、**自治の基本理念**を定めています。

- ・(1)市民主権では、憲法で保障された国民主権を自治の基本理念の中で、市民主権として定めています。
- ・主体者とは自治を担う者を指します。
- ・(2)人権の尊重では、自治をすすめる上で、憲法に保障された基本的人権を尊重し、何人も差別をされることのない自治を目指そうという、人権尊重の基本理念を定めるものです。
- ・(3)情報の共有では、市民は、自治の主体者として、議会や市の執行機関と同じ情報を共有することを基本として自治をすすめていくことを定めています。
- ・この条文によって、議会や市の執行機関の体制が変化しても、情報の共有という、市民が自治をすすめる上で最も必要な権利を基本理念として保障するものです。
- ・(4)より良い環境への配慮では、環境保全を基本理念のひとつとして定めるものです。
- ・自然環境と良好な生活環境は、過去から未来に良好に引き継がれるものでなければならないと規定したうえで、さらに良い環境をめざす努力とその環境の中で自分達の自治を行っていくことこそが重要なことであるとして理念に掲げています。
- ・「地球全体の環境に配慮します」の条文には、地域での小さな活動が大きな結果につながるという意味を

(5) 子育てを視点とした参画と協働 子どもたちを安心して育てていける環境を築いていくことを市民共通の課題と捉え、子育ての視点を持ち、参画と協働によるまちづくりに努めます。

(6) 自立した自治体経営 本市が基礎自治体として将来にわたって信頼されるため、自立した行財政の確立と、自主的かつ自律した経営を進めます。

込めています。

- ・(5)子育てを視点とした参画と協働では、本市の総合計画で、まちづくりを進めていく上での横断的な課題として、「子育て支援日本一のまちづくり」を掲げており、次世代につながる子育ての視点を元に、福祉、高齢者対策、医療、教育、世代間の連携（高齢者と子ども）、環境、社会資本整備、交通安全、公共交通などにおいて参画と協働によって自治をすすめることを自治の基本理念として定めています。
- ・(6)自立した自治体経営では、地方政府として自らの能力と権限において、自律した自治体運営を行い、いつの時代においても、主体者である市民から信頼される自治体であることを自治の基本理念として定めるものです。

第2章 市民の責務及び権利

- ・第2章は、3つの条で構成し、市民の責務、権利及び子どもや青少年の権利について定めています。

(市民の責務)

第5条 市民は、自治の主体者であることを自覚し、参画及び協働に当たっては、自らの発言及び行動に責任を持ちます。

2 市民は、身近なまちづくりへの取組が、安全で安心して暮らせるまちの実現につながるものであることを認識して、行動するよう努めます。

3 市民は、自治に関心を持ち、自ら情報を得て、市の目指す方向性及び理念を理解し、積極的な参画に努めます。

4 本市で事業を営み、又は活動しようとする市民は、市民生活、自然環境及び生活環境への影響に配慮し、地域社会との調和に努めます。

- ・**第5条**では、**市民の責務**を定めています。
- ・次の第6条第1項では市民の参画と協働の権利を保障していますが、まずこの条文で、市民の責務を定めることで、権利を行使する裏側には、自治の主体者であることを自覚し、責任が生じるということを示記しています。
- ・市民一人ひとりが、まちづくりの主体者であることを認識し、身近なところから行動を起こしていくことが、その地域の住民の意思に基づいて運営されるまちの実現につながるのだということを理解し、行動する必要があることを責務として示しています。
- ・次の第6条第2項では市民の知る権利や公開を求める権利を明らかにしていますが、求める権利を行使するにあたっては、まず、まちづくりに関する情報を知らうとする努力が必要であることを示しています。
- ・本市に拠点や営業所などを置かなくても、市内で活動したり事業等を営もうとする場合は、市民として周囲への影響に配慮し共にまちづくりを考え、調和を図る必要があることを責務として定めています。

(市民の権利)

第6条 市民は、まちづくりに取り組む自治の主体者として、参画及び協働の権利を有します。

2 市民は、参画のために必要な情報について知る権利を有し、市議会及び市の執行機関に対し、情報の公開を求める権利を有します。

3 市民は、まちづくりに関して、自らの意見を表明し、又は提案する権利を有します。

- ・**第6条**は、自治の主体者としての**市民の権利**について定めたものです。
- ・市民の権利として、まちづくりに参画する権利、コミュニティや議会及び市の執行機関（行政）と、まちづくりについて協働する権利を持っていることを定めています。
- ・第4条の自治の基本理念で、情報の共有がありますが、ここでは、必要な情報について知る権利を有していると規定し、情報の公開を求める権利を保障しています。「知る権利」には、過程明示の原則から、まちづくりに関する意思形成過程の情報も含まれます。
- ・市民の知る権利を保障するものとして、市情報公開条例があり、情報の公開を求める手続きについては、市情報公開条例に基づき行うこととなります。
- ・意思決定される前に知る権利を「担保する」ため、第3項で提案、表明できる権利を定めています。

(子ども及び青少年の権利)

第7条 子ども及び青少年は、個人として尊重され、参画及び協働の権利を有します。

- ・ **第7条**は、**子どもや青少年のまちづくりへの権利**について定めています。
- ・ 第4条第5号の自治の基本理念として「子育てを視点とした参画と協働」を定めていますが、この条文では、まちの未来を担う子どもや青少年の権利について、一人ひとりが個人として尊重され、大人と一緒にあって、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参画する権利があることを本市の特徴として定めています。
- ・ 一方、子どもや青少年は、市民の一員として、大人と等しく、参画や協働にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つ責務があることも教えていかなければなりません。
- ・ この権利を保障するため、大人は、子どもや青少年を市民として尊重し、まちづくりへの参画ができるよう環境の整備を行い、子どもたちが生活していくための知恵と技術を伝え、教育する責務があることも自覚する必要があります。
- ・ ここでいう「子どもと青少年」の定義としては、子どもとは18歳未満、青少年とは18歳～20歳未満の未成年者をいいます。

第3章 市議会の役割及び責務

(市議会の役割)

第8条 市議会は、市民の多様な意見を集約し、その意思をまちづくりに適正に反映させるための本市の最高議決機関として、必要な条例の制定や改正等を行い、基本的な事項を議決し、本市の意思を決定するとともに、市の執行機関が行う業務を監視する役割を有します。

- ・ 第3章は、3つの条で構成し、わたしたち住民の代表である市議会及び市議会議員の役割と責務を掲げています。

(市議会の責務)

第9条 市議会は、前条の役割を果たすとともに、情報を速やかに公開し、分かりやすく市民に説明することで、開かれた議会運営に努めます。

- ・ **第8条**は、憲法第93条に規定される議事機関としての**市議会の役割**を示しています。
- ・ 基本的な事項とは、議決権として地方自治法第96条に明記されており、議決事項には、条例の制定、改廃、予算の決定、決算の認定など15項目あります。
- ・ 市民の思いを受け止め、まちづくりに活かしていくための条例の制定や改廃を行う「条例立法機能」、市の業務を監視する「監視機能」、基本的な事項を議決して市の意思を決定する「意思決定機能」という市議会が担う重要な役割を明記しています。
- ・ 「業務を監視する役割」には、監視が市政全般に及び、まちづくりの成果を検証することも当然含まれています。

(市議会議員の責務)

第10条 市議会議員は、市民の代表として、市民の信託にこたえてこの条例を遵守するとともに、常にまちの課題及び問題点並びにその解決策等の調査及び研究に努め、将来にわたる市民全体の利益のために活動します。

- ・ **第9条**は、前条で示された市議会の役割を果たすことが責務であることを明らかにし、情報公開と開かれた議会運営を図ることを責務として表しています。
- ・ 情報の公開は、市民の市政への参画の前提条件になることから、市議会の活動状況について、情報を速やかに公開し、分かりやすく市民に説明することで、開かれた議会運営に努めることを責務として明記しています。

2 市議会議員は、市民の意見を集約するよう努める

- ・ **第10条**は、第8条に定める市議会の役割を認識し、第9条の責務を果たすために活動する**市議会議員の責務**について定めています。
- ・ 市議会議員は、住民の直接選挙によって選ばれた代表であることを認識し、市民の信託にこたえ、この条例を遵守する責務があること。また、議会会期時期に限らず常にまち（市や地域）の課題や問題点に気を配り、解決策等の調査・研究に努め、将来にわたって市民全体の利益のことを考えて行動することを責務として表しています。
- ・ 第2項は、市議会議員が、社会情勢の変化に対応し、

とともに、将来にわたる市民全体の利益につながる政策の立案能力の向上に努めます。

- 3 市議会議員は、自らの議会活動とまちづくりに関する考えを明らかにし、市民へ分かりやすく説明します。

第4章 市の執行機関の責務

(市の執行機関の責務)

第11条 市の執行機関は、すべての業務について、市民の信頼を得られるよう、誠実かつ迅速に対処します。

- 2 市の執行機関は、市民の意見を適確に把握し、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう、将来を見据え、安定した財政運営を行います。
- 3 市の執行機関は、市民の権利と責務が実現できるよう、参画の機会を拡充するとともに、市民から出される意見及び提案に対して総合的に検討し、その結果について説明責任を果たします。
- 4 市の執行機関は、本市の目指すべき方向性及びまちづくりの理念を定めて、分かりやすい方法で広く市民に示します。

(市長の責務)

第12条 市長は、市民の信託にこたえ、この条例を遵守し、市職員を指揮監督することにより、誠実かつ迅速に市政運営を行います。

(市職員の責務)

第13条 市職員は、市民全体の奉仕者であることを常に意識して、この条例を遵守し、協働によるまちづくりを積極的に進めるため、誠実かつ迅速に職務を

市民の意向を反映した意思決定につながるよう自己の研さんに努めることを求めています。

- ・市議会議員は、市民の信託を受けていることを認識して意見集約に努めるとともに、将来にわたる市民全体の利益につながる方策とその立案力の向上、及び意思決定を行うための資質向上に努め、誠実に職務を遂行することを責務としています。
- ・第3項は、市議会議員が、市民の議会やまちづくりへの関心を高めるため、自らの考えを示し、市民に説明することを求めています。

- ・第4章は、3つの条で構成し、市民の生活に直接関わり合う**市の執行機関の責務**、また、市の代表としての市長の責務、市長の補助機関としての市職員の責務を掲げています。
- ・市の執行機関が取り扱う全ての業務は、市民から信頼されるに値するものでなければならないという根本的な原理を責務として定めています。
- ・第2項は、市の執行機関が、将来にわたる安定した財政運営を行うことを責務としています。財政運営については、市の執行機関の責務が重要で、最も大切な部分であるという認識、また地道な取り組みによって成果や改善が求められることから、市の執行機関の責務として定めています。
- ・第3項は、第2章に定める市民の権利と責務が実現できるよう、市の執行機関が対処にあたる姿勢を責務として表しています。
- ・市の執行機関は、市民のまちづくりへの参画機会を拡充するという責務に加え、市民がまちづくりに参画する過程で提出する意見や提案に対して、本条第1項に基づいて対処し、総合的な検討を行い、その結果どう取り扱ったのか、市の考え方を示すことで、市の執行機関の説明責任を果たすことを責務としています。
- ・第4項は、市の執行機関がまちづくりの方向性や理念を定めて市民に示すことを責務として表しています。
- ・第5条第3項の市民の責務を果たしてもらうため、市の執行機関は、まず市のめざすべき方向性やまちづくりの理念を定めて、広く市民に示すことが必要であることから責務として表現しています。
- ・「市のめざすべき方向性やまちづくりの理念」については、地方自治法第2条に基づいて、市の執行機関が総合計画「基本構想、基本計画、実施計画」として策定しますが、策定した方向性や理念について、分かりやすい方法で市民に示すことを、責務としています。
- ・「分かりやすい方法」とは、市のホームページや広報紙、などの手段の活用及び検討に加え、示す際の内容の工夫、また市政座談会や説明会、出前講座などでの直接説明などが考えられます。

- ・**第12条**は、市を統轄し代表する市長（地方自治法第147条）の責務について定めています。
- ・地方自治法第154条には、市長の補助機関である職員を指揮監督することが明記されています。

- ・**第13条**は、市長の補助機関（地方自治法第154条）としての市職員について、市民の信託を受けた市長を補佐し、市民全体のために業務を行う市職員が自治に果たす責務を定めています。
- ・憲法第15条第2項では、「すべての公務員は、全体の

遂行します。

- 2 市職員は、自らの責務を遂行するため、必要な基礎的能力を修得し、積極的にまちづくりの課題解決及び立案する能力の向上に努めます。

第5章 市政の運営

(市政運営の基本原則)

第14条 市議会及び市の執行機関は、自治の基本理念にのっとり、国及び他の地方公共団体と対等な立場に立ち、自らの判断と結果に責任を持って、市政の運営を行います。

(総合計画)

第15条 市の執行機関は、自治の基本理念及び市政運営の基本原則にのっとり、市議会の議決を経て、まちづくりの指針となる基本構想を定めるとともに、その実現のための基本計画をまとめ、総合計画を策定します。

- 2 市の執行機関は、総合計画の策定に当たり、参画ができる場を設け、市民の意見を反映します。
- 3 市の執行機関は、法令等に基づく個別計画の策定及び実施に当たっては、総合計画との整合を確保します。

奉仕者であって一部の奉仕者ではない」と定められ、これは、自治体職員がその自治体の全ての住民に対して、様々なサービスを適切に提供しなければならないということの意味しています。

- ・「市民全体の奉仕者であることを常に意識して」の条文について、憲法第15条第2項の意味を常に念頭におきながら、市民と一緒に協働によるまちづくりをすすめることを求めています。
- ・「まちづくりを積極的に進める」には、市職員がリーダーとして、先頭に立って引っ張っていくことが求められています。
- ・第2項は、市職員としての責務を果たすために、自己研さんに努めることを責務としています。
- ・市職員の責務を遂行するために必要とする基礎的な能力については、職員自らがその向上に努めることを努力義務として定めています。

- ・第5章は、11の条で構成し、市民生活に直結する市政運営について定めています。

- ・**第14条**は、市政を運営していくうえでの基本的な考え方として、基本原則を明らかにしています。
- ・市政運営にあたって、市の執行機関及び市議会は、自主性を持ってまちづくりに取り組み、自立した経営をすすめることを目的に、これまでの縦割りではなく、国や他の市町村と対等な関係のもとで、自己決定・自己責任の原理によって市政の運営を行うことを基本原則としています。
- ・市政を運営していく主体として、市の執行機関と意思決定機関である市議会とが両輪ですすめていくことを土台としています。
- ・「自治の基本理念にのっとり」とは、第4条自治の基本理念の第1号、市民主権によって自治を実現するという意思を込め、第6号の自立した行財政を確立し、自主的かつ自律した運営をすすめるという自治体経営の理念を基本に市政運営を行っていくことを示しています。

- ・**第15条**は、まちづくりの指針となる**総合計画**の策定にあたって、自治の基本理念及び市政運営の基本原則を踏まえた策定を行うことを定め、地方自治法第2条第4項の規定による基本構想を柱に、第4条第6号自治の基本理念の自立した自治体経営を進めるため、まちづくりの指針となる総合計画に関することについて定めています。
- ・総合計画は、市政運営の基本となる最上位の計画であることから、ここでは、総合計画の策定にあたって、市民が参画できる場を設けて、市民の意見が反映できるように努めることとしています。
- ・情報が共有できるよう広く市民へ知らせるため、周知する手段の検討に加え、市民にとってより分かりやすい内容の示し方を工夫することが求められています。
- ・市民が参画できる場(機会)としては、市民アンケート、公募市民が参画する総合政策審議会、ワークショップ、パブリックコメント、その他(公聴会、グループインタビュー、市政モニタなど)が考えられます。
- ・第3項では、法令等に基づく個別計画についても、自治の基本理念をベースに、総合計画との整合性を確保するよう明記しています。

(組織づくり)

第16条 市の執行機関は、総合計画を実現するため、法令、条例、規則及び予算に基づき、各種の事務及び事業を適正かつ適確に執行するための組織体制を整備します。

2 市の執行機関は、市政の課題に適確にこたえることができる知識と能力を持った職員を育成し、効率的な組織運営を行います。

(総合的な行政サービス)

第17条 市の執行機関は、自治の基本理念に基づき、組織の横断的な連携を図り、市民のニーズに適確に対応した総合的な行政サービスを行います。

(情報共有及び説明責任)

第18条 市の執行機関は、参画及び協働のまちづくりを推進するため、市政に関する情報を、積極的に、市民に分かりやすく公開し、情報を共有します。

2 市の執行機関は、事業の企画立案、決定、実施及び評価に当たっては、必要に応じその必要性及び妥当性を分かりやすく市民に説明します。

(個人情報保護)

第19条 市の執行機関は、市民の基本的な人権を擁護し、信頼される市政を実現するため、個人情報 を適正に管理し、その利用、提供等に関し適切な保護措置を講じます。

- ・ **第16条**は、市政運営をすすめるにあたって、市民にとっては分かりやすく、執行側からは効率的な**組織づくり**について定めています。
- ・ 組織づくりは、単に事務の効率化だけを目的にするのではなく、「総合計画を実現するため」というまちづくりの課題解決に向けて取り組むためのものとして、法令、条例、規則、予算に基づいて、手段である各種の事務や事業を適正かつ適確に執行できる組織体制を整えることを定めるものです。
- ・ 第2項は、市の執行機関が、市政運営の基礎として機能する職員の育成について定めています。
- ・ 市の執行機関は、まちづくりの課題解決に向けて適確に応えることができる知識と能力を備えた職員を育てることも組織づくりととらえています。

- ・ **第17条**は、**総合的な行政サービス**について定めています。
- ・ この条文には、自治の基本理念である、市民権、人権の尊重、情報の共有、より良い環境への配慮、子育てを視点とした参画と協働、自立した自治体経営を常に意識し、効率的、効果的な行政サービスを継続的に行ってほしいとの思いが込められています。
- ・ 効率的、効果的な行政サービスを継続的に行うためには、従来から指摘されている縦割り行政から脱却し、全ての部署が横断的に連携することが必要であるとの思いが「組織の横断的な連携を図り」という表現に込められています。

- ・ **第18条**は、**情報共有と説明責任**について定めています。
- ・ 第4条自治の基本理念の第3号情報の共有及び、第6条市民の権利の第2項情報公開の権利の規定に対し、市の執行機関の姿勢や取り組みについて定めた条文です。
- ・ 「市政に関する情報」には、情報を公開していること自体を広く市民に知らせるとともに、市の業務や仕事が生じることになった理由や原因などについても公開してほしいとの思いを含んでいます。
- ・ 「市民に分かりやすく公開し」には、どこに情報が公開されているかを、例えばホームページの情報を広報でこの情報の詳しい情報はHPのどの場所にあるなど、情報を公開していること自体を広く市民に知らせてほしいとの思いが込められています。

- ・ **第19条**では、**個人情報保護**について定めています。
- ・ 市の執行機関が保有する個人情報について、適正に管理し、利用及び提供等にあたって適切な保護措置を講じなければならないことを明記しており、個人情報を保護する目的は、市民の基本的な人権を擁護して、信頼される市政を実現するためであることを明らかにしています。
- ・ 「個人情報を適正に管理し、その利用、提供等に関し適切な保護措置を講じる。」とは、市個人情報保護条例にのっとり市政運営を行うということです。
- ・ 個人情報の定義は、合志市個人情報保護条例第2条第1項第1号に規定されており、個人に関する情報で、特定の個人が識別され又は識別され得るもので、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除くとされています。

(市民の要望の取扱い)

第20条 市の執行機関は、市民の意見及び要望に対し、その経過、結果等を記録し、必要に応じて公開することで、透明性の高い市政運営を行います。

(行政手続)

第21条 市の執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益を保護するため、行政手続に関して必要な事項を別に条例で定め、適切に運用します。

(公益通報)

第22条 市の執行機関は、適正な市政運営を確保し、公正な社会を実現するという公益のため、市政に係る違法と思われる行為などに対し、市の職員等から行われる通報を受ける体制を整備し、当該公益に係る通報を行った者が、通報したことを理由として不利益な取扱いを受けることのないよう適切に保護します。

(行政評価)

第23条 本市の行政評価は、総合計画の進行管理を行うための仕組みであり、計画に掲げる目標の達成状況及び成果を検証し、及び評価し、その結果を次のより良い企画、計画立案及び改善に結び付けることを基本とします。

2 市の執行機関は、参画及び協働を進める共通の仕組みとして行政評価を活用します。

(財政運営及び公表)

第24条 市の執行機関は、将来にわたって健全な財政運営を持続するため、総合計画及び行政評価と連動した財政の仕組みを確立し、本市の財政運営に関す

- ・ **第20条**は、**市民の要望の取扱い**について定めています。
- ・ 市の執行機関に寄せられる意見や要望への対応について、市の執行機関の基本的な姿勢について示しています。
- ・ 対応にあたる職員一人ひとりが、第3条の自治の基本理念にのっとり、市の責務（第4章）を理解したうえで、誠実かつ迅速に対応し、対応に当たっては、一方に偏らず平等で、公共の利益を考えることはもちろん、スピード感を持ち、真心を込めて対応することが求められています。

- ・ **第21条**は、**行政手続**について定めています。
- ・ 行政手続とは、法に基づいて、自治体が行う、処分や決定に関する手続きや手順をいいます。
- ・ 本市においては、申請に対する処分や不利益処分の手続き、行政立法（命令等）制定時における意見公募の手続きや行政指導について、市行政手続条例を定め、公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に努めています。

- ・ **第22条**は、**公益通報**に伴う通報者（市職員）の保護について定めています。
- ・ 公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等や、公益通報に関して事業者及び行政機関がとるべき措置を定めて、公益通報者の保護等を図ることを目的として、公益通報者保護法が制定されています。
- ・ 公正な社会を実現するという公益のために必要な条文として、あえて市政の運営のなかで明記しました。
- ・ 「違法と思われる行為などに対し」の条文には、結果だけではなく、起ころうとしている事実や不利益につながるような出来事も含みます。
- ・ 「市の職員等」には市の付属機関の各種委員等も含まれています。
- ・ 市の執行機関としては、この規定に基づき、通報を受ける体制を整備することになります。

- ・ **第23条**は、**行政評価**について定めています。
- ・ 第15条で示したまちの最上位の計画である総合計画の達成に向けて、行政評価システムを行政経営の手段（仕組み）として、市民との情報共有を含めた、協働によるまちづくりをすすめるための共通の道具として活用していくことを条文として決めました。
- ・ 総合計画の進行管理を行うための仕組みとしての行政評価システムを、経営のための手段と位置付け、今後も運用していくことを担保しています。
- ・ 行政評価を活用するなかで、アンケート調査や市政座談会、総合政策審議会での審議やマネジメントシートを活用した市民と職員、議員との意見交換などにより市民の意見を聞き、次の改革・改善に活かしていくことも経営の中に含まれます。

- ・ **第24条**は、**市の財政運営とその公表**について定めています。
- ・ 将来にわたって健全な財政運営を持続するため、身の丈に合った財政計画を立て、総合計画及び行政評価システムと連動し、計画の実施は財政計画の範囲内で行うこととする仕組みづくりを求めています。

る情報について、市民に分かりやすく公表します。

第6章 参画及び協働によるまちづくり

(参画及び協働の原則)

第25条 市民、市議会及び市の執行機関は、自治の基本理念にのっとり、お互いの知恵と力を出し合い、参画及び協働によるまちづくりに取り組みます。

(参画機会の充実)

第26条 市の執行機関は、協働によるまちづくりを進めるため、市民が自らの意思で主体的にかかわることのできる機会の充実を図ります。

(審議会等への参画)

第27条 市長は、審議会等の委員を選任する場合は、公平に幅広い人材が登用されるよう、構成員の全部又は一部の公募による選任及び男女の構成にも配慮します。

(住民投票)

第28条 市長は、市政に係る重要事項について、広く市民の総意を確認するため、その事案ごとに条例を定め、住民投票を実施することができます。

2 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

・財政情報に関する情報は、広報やホームページなどを使い、市民が分かりやすく、理解できるような工夫をして公表するよう決めました。

・第6章は、8つの条で構成し、参画及び協働の原則、参画機会の充実、審議会等への参画、住民投票、住民投票の請求及び発議、コミュニティ活動、合志市自治基本条例推進委員会の設置等、及び条例の見直しについて規定しています。

・**第25条**は、まちづくりにおける**参画と協働の原則**を定めたものです。

・第3条で定義した「参画」と「協働」がスムーズに行われるために、自治の主体者である、市民、市議会及び市の執行機関がまちづくりという同じ目標に向かって、お互いを高め合い、協力しながら取り組むことを示しています。

・参画及び協働のためには、本条例の前文で示す情報の共有が前提であり、第5章市政の運営の第18条でも情報を共有し説明責任を果たすことが規定されており、「参画及び協働の原則」には欠かせないものであることは言うまでもありません。

・**第26条**は、**参画機会の充実**について定めたものです。

・参画のための制度としては、各種審議会等の委員の構成における公募委員の制度化や、パブリックコメント、市民ワークショップ、市民の意向を聞くアンケート調査などがあります。

・協働によるまちづくりをすすめるための手段として、市の執行機関は、効果的な各々の制度を充実し運用することを求めています。

・**第27条**は、**審議会等への参画**について定めたものです。

・現在でも、市の各種委員会等への委員の選出については、構成する委員の一部を市民からの公募によって選出していますが、ここで、はっきりと明記することによって、公平に幅広い人材が登用されることを求めるものです。

・構成員の全部又は一部としたのは、委員の全部を公募によって選任することができるとした上で、専門的な委員や必須委員を除く他の委員について一部を公募によって選出することを求めています。また、合志市男女共同参画推進行動計画の趣旨にのっとり、委員の男女構成にも配慮するよう求めています。

・**第28条**は、市の将来を左右するような重要な事項について、直接市民の意見を把握するために実施する**住民投票**について定めたものです。

・ここでは、議会を通じて意思決定を行なう間接民主制に対し、住民が直接投票を行なうことによって意思表示を行なう住民投票について明記しています。

・住民投票制度には、投票を行なう案件ごとに地方自治法に基づく直接請求等により条例を定めて実施する「非常設型（個別型）」と、必要事項を事前に条例として定めておいて、住民からの発議や市議会及び市からの発議によって実施する「常設型」がありますが、本市では、「非常設型（個別型）」としています。

・住民投票の結果には、法的な拘束力はありませんが、住民投票の制度が間接民主制を補完するものであることから、市議会及び市長は、住民の思いである投票の結果を尊重することを担保しています。

(住民投票の請求及び発議)

第29条 住民のうち選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

3 市長は、法令の定めるところにより、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。

- ・第29条では、前条の**住民投票の請求や発議**の手続きについて定めています。地方自治法に明記された内容と同様ですが、市民の参画の権利として身近に感じてもらうため、改めてここで表現しています。
- ・前条の規定に基づき、住民（選挙権を有する者）は、住民投票を行なうことを規定する条例の制定について、市長に請求できることを明記しています。
- ・住民投票を実施するための請求は、住民（選挙権を有する者）に限られますが、住民投票を規定する条例の内容に応じて、実際に投票できる者の要件（年齢や国籍など）を定めることができます。
- ・非常設型（個別型）住民投票の場合、法令の定めるところにより、住民（選挙権を有する者）の50分の1以上の連署によって、請求できます。
- ・市議会議員は、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票を規定する条例を市議会に提出することで、住民投票の発議（議案を議会に提出して審議を求めること）ができることを表しています。（地方自治法第112条）
- ・市長は、市政に係る重要な事案について、広く市民の意見を確認するため、自ら住民投票を規定する条例を市議会に提出することで、住民投票の発議（議案を議会に提出して審議を求めること）ができることを表しています。（長の権限）
- ・自治法上の条例の制定権に則った条文としています。

(コミュニティ活動)

第30条 コミュニティとは、市民一人ひとりが、自ら豊かな暮らしをつくることを前提に、様々な生活形態を基礎にして形成する多様なつながり、組織及び集団をいいます。

2 各コミュニティは、それぞれの自発的で自律的な活動を通して情報の共有を図り、連携し尊重し合いながら、地域社会を多様に支え合うことを目的とします。

3 市の執行機関は、地域の課題を解決し公的な利益や社会貢献につながるコミュニティ活動に対し、必要な支援を行います。

- ・第30条では、地域共同体活動、地域社会活動としての**コミュニティ活動**について定めています。
- ・「コミュニティ」の意味を広く捉え、「市民一人ひとりが、自ら豊かな暮らしをつくることを前提に、様々な生活形態を基礎にして形成する多様なつながり、組織及び集団」とし、その活動を地域やテーマに限定せず、極端に言えば2人以上のつながりからコミュニティと考えることができるよう広く定義しています。
- ・市の執行機関が行なう「必要な支援」とは、補助金等の財政的な支援も含まれますが、あくまで市民活動団体の自主性を重視し、市（行政）の主導になつてしまわないようにとの思いが込められています。
- ・コミュニティとは、区や自治会、地域のつながりを母体として公益や社会貢献につながる活動を行なっている団体、NPO団体やボランティア活動団体など、テーマを基に結成され、公益や社会貢献につながる活動を行なっている市民活動団体を指す、テーマコミュニティ団体があります。
- ・コミュニティについては、その単語の内容が、多くの意味に解釈できることが影響し、その理解が個々に異なることから、合志市のコミュニティについて定義付けをしています。
- ・市民は、市民の権利（第6条）で示したとおり、まちづくりへの参画の権利を持ち、コミュニティをはじめ、市議会及び市の執行機関と協働する権利を持ち、まちづくりに関して、自らの意見を表明又は提案する権利を持っています。ここでは、コミュニティ活動を通じて、互助、共助の精神（もやい（催し合い:もよおしあい）の精神やお互い助け合う心）を育み、互いに尊重し合いながら、思いやりとふれあいのある住みよい地域づくりに向けて行動しようという思いを表しています。

(合志市自治基本条例推進委員会の設置等)

第31条 市長は、附属機関として、合志市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

- ・第31条は、本条例に基づく取り組みの進行管理を行うため、**自治基本条例推進委員会の設置**について定めています。
- ・この条例の目的の達成をめざし、自治の一層の推進を図るため、自治基本条例推進委員会を設置しよう

- 2 委員会は、この条例の運用状況を確認し、参画及び協働によるまちづくりに関する基本的事項について調査し、及び審議し、市長に意見を述べるすることができます。
- 3 委員会は、市民及び自治に関し識見を有する者によって構成します。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

(条例の見直し)

第32条 市長は、この条例について、委員会の意見を尊重し、必要に応じて見直すことができます。

第7章 国及び他の地方公共団体等との連携

第33条 本市は、国及び他の地方公共団体等と対等な立場で相互に連携し、広域的な課題や共通する問題の解決を図ります。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行します。

という条文です。

- ・自治基本条例推進委員会は、常設の委員会で、市長の附属機関のうち調査機関としての役割を持たせるため、主体的かつ自主的にこの条例の運用状況を確認し、基本的事項について調査・審議するとともに、自治の推進について市長に意見を述べるができることとしています。
- ・自治基本条例推進委員会の委員について、市民及び自治に関し識見を有する者で構成するよう求めており、その他、自治基本条例推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めることとしています。
- ・**第32条**では、**本条例の見直し**について定めています。
- ・社会や経済情勢の変化など、必要に応じ、市長は条例を見直すことができることを示しています。(見直す場合も、当然改正条例の制定が必要になりますので、最終意思決定は市議会で行われます。)
- ・また条例を見直す際は、自治基本条例推進委員会が条例の理念達成に必要な事項や自治の推進について述べた意見を、市長は尊重することを示しています。

- ・第7章は、国及び他の地方公共団体等との連携について定め、**第33条**では、国をはじめとした他の地方公共団体等との連携について定めています。
- ・国との関係は、対等な協力関係であり、共通する問題については、国を含め広域よりもっと広い範囲を指し、環境問題対策なども視野に入れています。
- ・地方公共団体等の「等」には、警察や消防など、公共的な機関をはじめ、事務組合やJ A、森林組合、郵便事業者など公益性の高い団体を含みます。
- ・市域を超えた公共交通や道路事業、環境問題、ゴミ処理問題等、現在でも広域に連携し取り組んでいるまちづくりがあり、また、広域的に連携したほうが低いコストで行うことができるものもあります。このような実態を踏まえて、本市のまちづくりを進めるうえで、必要に応じて他の自治体と連携して取り組むことの必要性を認識し、条文としてまとめました。
- ・「広域的な」の中には、近隣自治体との連携も含まれます。

- ・附則では、条例の施行日（実際に条例の効力が発生する日）について定めています。